

南宋淮南の土地制度試探

—— 營田・屯田を中心に ——

梅 原 郁

はじめに

私がここでとりあげる問題は、時間的には西暦一二七〇年以降約半世紀、即ち女眞に首都汴京を追われた宋朝が、僅に残った王室の一族康王（高宗）に繼承された時（建炎元年）から、孝宗・光宗と三代を経過する南宋前三分の一の期間、地域的には、淮水・大別山脈・揚子江・海で區切られた現今の安徽省の大半、江蘇省の江北部、河南・湖北省の一部に跨る地方、當時でいえば淮南東路・淮南西路（兩淮）における土地制度の一斑である。

いうまでもなく、南宋百五十年間、淮南は漢中・襄陽一帯とともに、金、のちに元と境を接し、しばしば彼ら異民族の騎甲にふみにじられた。従つてそこにおける土地開

發・經營・所有のあり方は、内地、特に揚子江デルタ地帯と異つたものを豫想させる。事實ここでは、南宋一代、屯田・營田が主要な土地政策として施行された。

營田・屯田は南宋の土地問題全體からみれば寧ろ傍系に屬し、また既に周藤吉之教授の長大な論考『南宋に於ける屯田・營田官莊の經營——官田の莊園制發展として——』（中國土地制度史研究所收）があるにも拘らず、敢てこの問題を取りあげたのは次の理由によるものである。

(一) 宋代土地制度問題については本質論をはじめとして、實證面でも尚多くの未解決の問題を含む。營田・屯田は比較的纏つた、豊富な史料を有し、官田という特殊例であつても、それを明らかにすることにより民田の問題へ手

懸りを與えてくれること。

(一) 揚子江デルタ地帯が南宋の經濟的中心地であるが、それと比較の意味で、淮南という地域がある程度實證面から固定させる、いわば地域研究の一環として。^{〔補註〕}

(二) 周藤氏の論考に必ずしも同意出來ぬ點があるので、自分なりの意見をも述べてみたかったこと。

いうまでもなく、この小論は周藤氏の論考に負うところが極めて多い。はじめに深甚な謝意を表明しておく。

行論に先達つて用語の統一をしておきたい。周藤氏は主に兵屯と民屯に分けられ、兵屯は一般に軍莊として經營され、民屯は營田官莊として經營されたと定義しておられるが、嚴密に規定すれば少くともこれ丈では不十分である。私は軍屯には屯田、民屯には營田の語を使用する。軍屯・民屯の區別は耕作者が軍兵（原則として家屬は考えぬ）か一般農民かによる。南宋時代民屯を意味する營田はかなり廣い概念と多様な型態を持つもので、一義的に表現することは困難であるが、原則として、あるかたまった官有地を、纏った數の農民に、主として生産手段を貸與し、小作耕作させるものとしておく。また官莊・軍莊は

營田・屯田の一經營型態であつても、營田・屯田と同意義に置換出來る語彙ではない。なお引用史料中、徐松本宋會要輯稿は會要、李心傳・建炎以來繫年要錄は要錄の略稱を使用する。

一 營田の諸型態

この章では民屯＝營田について、時代の推移に従つて、三つの型を抽出し、それらを中心として考えてみたい。

建炎三年から本格化し、翌年、ついで間を置いて紹興四年と金軍に蹂躪された淮南一帯は、その間に盜賊集團の跳梁や防備の宋軍自らの掠奪などで、完全に疲弊しきつたと考えてよからう。特に金軍は州縣城を占據すると金寶を奪い、火を放ち、役にたつ住民は北方に拉致し、その他は虐殺をもあえてし、河南南部・淮南では「城市一空」が誇張ではなかつた。^①一方農村でも灌漑施設を破壊して胡騎を防ぎ、或は土豪・地方官の組織の下に自衛策を構じ、また多くが長江を渡つて陸續江南に逃げこんだ。北方からの攻撃が波狀的で且つ大きな掠奪を伴つただけに、北宋時代、統計的にみて農業生産上むしろ先進地と見做された沃野千

里の淮南は、南宋初期、壊滅的な痛手を被つたのである。荒廢した廣い田土、莫大な流民、更には北敵防禦のため増強動員された數多の軍兵の糧食補給等の諸問題解決策として、政府が大だ的に淮南で營田・屯田をとりあげたのは寧ろ當然であらう。しかし現實的な施策と體系を以て、營田政策が淮南に行われ、或る程度の實効を収めたのは紹興六年を待たねばならない。

戰亂で流民が増加するや、政府はいち早く歸業命令を出し、無主の田に對しても諸種の勅令を發布し開墾を奨励しているが、天子自身、揚・杭・明・溫州と、金軍の猛攻に逃げ惑う有様では、勅令の拘束力も覺束なく、いきおい、地方地方で獨立的に荒地經營を行うのにまかせる狀況だった。紹興初年から、そうした姿が史料にあらわれるが、それは營田とか屯田といった明確な性格を持つというより、行きあたりばつたり、兎に角開墾を行つて食糧を確保しようという立場が先行し、優秀な地方官・軍司令官が居た地域では或る程度の成果をおさめ得ても、全體としてはばらばらであつた。特に、漢水流域や公安軍などの營・屯田はこうした形で曲りなりに効果をあげたが、その指導者樊

賓・陳規らの經驗が、のちの營田政策の根幹となつたことは一應注意しておいてよからう。

紹興三年二月に陳規の條奏をもとにした營田政策の青寫眞が出来上り、各地でこれに沿つて營田を行うよう詔が下されたが、少くとも紹興五年までは、淮南では、實際には効果があがつていない。

紹興四年十月から十二月にかけて淮南を犯した金軍を斥け、反撃をねらつて張浚が淮南政策にのり出すや、營田に關して既に可成りの經驗を持つ屯田郎中樊賓が幕下に加わり、ここに本格的に淮南で營田が行われることになつた。以下これについてその内容を検討するが、私は便宜上これを官莊型營田と名付けておく。

(A) 官莊型營田

最初に長文ではあるが、紹興六年一月に出された營田施行に關する條文をあげる。

紹興六年正月二十八日。都督行府言。江淮州縣、自兵火之後、田多荒廢。朝廷昨降指揮、令縣官兼管營田事務。蓋欲勸誘、廣行耕墾。緣諸處措置不一、至今未見就緒。今改爲屯田、依民間自來體例、召莊客承佃。其合行事件、務在簡便。今條具下項。

一、將州縣係官空閑田土并無主逃田、並行拘集〔集一作籍〕見

數。每縣以十莊爲則。每五頃爲一莊。召客戶五家、相保爲一甲共種。甲內、推一人充甲頭。仍以甲頭姓名、爲莊名。每莊官給耕牛五頭并合用種子農器（若未有數卽計價支錢）。每戶別給菜田十畝。先次借支錢七十貫。仍令所委官、分兩次支給（春耕月支五十貫。蠲田月支二十貫）。分作二年兩料還納、更不出息。若收成日、願以斷〔？〕折還者、聽。仍比街市增二分（課〔課疑謂〕如街市一貫、卽官中折一貫二百）。其客戶、仍免諸般差役科配。

一、應有官莊州縣守倅縣令、並於勸農字下、添帶屯田二字、縣尉專一主管官莊四字。仍差守〔守一本作手〕分・貼司各一名、於本縣人吏內輪差、一年一替、依常平法、支破請給。

一、每莊蓋草屋一十五間（每間破錢三貫）。每一家給兩間、餘五間、準備頓放斛斗。其合用農具、委州縣、先次置造。仍具合用耕牛數目、申行府、節次支降。

一、每莊標撥（或脫分字）定田土、從本縣、依地段、彩畫圖冊、開具四至、以千字文爲號。申措置屯田官、類聚、繳申行府、置籍抄錄。

一、收成日、將所收課子、除椿出次年種子外、不論多寡厚薄、官中與客戶、中停均分。

一、今來屯田所招客戶、比之鄉原、大段優潤、係取人戶情願、卽不得〔得一本作可〕強行差抑、致有騷擾。其諸軍下不入隊使臣、及不披帶揀退軍兵、有願請佃者、並依百姓例、仍別置籍開具。

一、州縣公人等、如敢因事騷擾官莊客戶、及乞取錢物、依法、從重斷罪外、勒令罷役。仰當職官、嚴行禁止。如有容縱、當

議重作施行。

一、逐縣種及五十頃已上、候歲終比較。以附近十縣爲率、取最多三縣、令尉各減二年磨勘。其最小、并有閑田、不爲措置召人承佃者、並申取朝廷指揮。知通計管下、比較賞罰。

一、收成日、於官中收到課子內、以十分爲率、支三釐、充縣令尉添支職田。仍均給。

一、今來招召承佃官莊、如有願就之人、仰諸有官莊縣分、陳狀、以憑標撥地分支給。其縣令尉、能廣行勸誘、致請佃之人漸多、當議推賞。

一、今來措置官莊、除湖南北・襄陽府路見別行措置外、止係爲淮南・江東西路、曾經殘破州縣有空閑田土去處、依今來措置行下。

一、諸處土宜不同。如有未盡・未便事件、仰當職官、條具、申行府。

詔。從之。劄下樊賓・王弗、疾速施行。仍散榜付諸路、曉示。

（會要食貨六三ノ一〇〇）

ここにみられる官莊型營田は次のように纏められる。

I 大きさは一縣十莊を原則に、一莊五頃五家（一家一頃）で、別に戸毎に菜田十畝を給するから、實際は一莊五・五頃となる。一家五人を標準とみて、一莊二十五人、これが一甲をくむ。この一家一頃という割當額は、官莊型營田の基準であつた。これより先、紹興三年には、五人一甲という單位は出されながら、割當田畝數は規定されてい

ないのに比べて、より明確な方策がうちだされて來てゐる。このような官莊を作る時、荒田中でも最も良い土地を纏めて一莊にしたであろう。しかし分散した地段でも官莊方式（恐らく五頃一莊）の採用がみられ、或は流移歸業の主戸もそれが自立できるまでの暫定措置として、五頃一莊方式の中にくみこまれた例もある。但し地割や水利の問題を含むためであろうが、廣大な荒逃の地面は、官有地として別途に管理された。また一縣十莊も圖式上の規定で、實際はそれより多く莊を作ることが奨励かつ實行された。

II 官莊型營田では生産手段の貸與が大前提となつてゐる。まず一家一頭の耕牛がある。當時既に淮南では牛による犁耕作なしでは、農地經營は考えられぬ状態であつたが、金軍侵入後、その多くは屠戮され、補給も覺束なかつた。陳規の條奏には人間二人で犁を曳く案もみられる。營田に必要な耕牛は、兩浙・福建・廣西・四川などに供給を仰いだが、農器などと同様に、商人が運ぶものを淮南の官廳が買上げる方式が採用されていた。牛・農具などを商人が江を越えて淮南に運ぶ際には、商税は免除されるべきであつたが、實際はそうでなく、それがまたこれら生産手段

の不足を招く一因ともなつた。その他農具の細目はのちにふれるし、家屋・金錢などの貸借は上掲條文の通りである。

III 收穫の配分は分益租で、次年の種子を控除したのち、官・營田戸が折半と決められ、第一年は優恤の意味で官四・營田戸六としたが、實施の結果とにらみあわせ、翌紹興七年の勅令により官四・民六が當分の間行われたようである。この開墾初年を除き、次年から收穫を五分五分または四分六に分益するというのが官莊型營田の一つの特色で、約五十年たつた淳熙年間にもこれが踏襲されている。租率四分六の實體はどれ位であろうか。紹興初年の陳規の請射官田では、水田が秋粳米一斗、陸田で夏小麥五升・秋豆一升とされ、また同じころ淮東の一部では畝當り穀一斗五升、更には官田請佃に際して租額が畝當り上田二斗、中田一斗八升、下田一斗五升であつた例などくらべて、そうかけ離れたものではなかつたろう。いずれにしても兩浙先進地とくらべて低い量であり、同時にそれは畝當り收量の低さをも反映していたといえよう。營田の作物は、米・大小麥・豆が主軸であつた。ただ生産手段から種子まで政

府から借りるとなると、少くとも當分の間は作物の種類なども耕作戸の自由にならなかつたかと思われる。

IV 官莊型營田は制度上からは州縣の管轄下、即ち行政土民系統に屬し、知州は知某州兼勸農屯營田事という官稱を帯びたが、直接の責任者は縣尉であつた。その下にあつて實務に携わる胥吏が手分・貼司各一名で、これが營田戸五家の代表甲頭と直接接觸した。ところが實際に營田をはじめてみると、例えば在地の村落共同體との關係をはじめとして、複雑な問題が續出したことは想像に難くない。そこで十莊ごとに土着の三等戸以上の人一名を選び、守闕進義副尉に補し、身丁錢免除・券錢支給の恩典を與え、監莊に充てる方法をとりにれた。^⑤これがどの程度實施されたか不明だが、招募された監莊は土豪乃至その手先である場合が寧ろ普通だつたらう。ただしそれがすぐ官—監莊—營田戸という二重の搾取關係を伴つたかどうかは判らない。

以上のような内容で行われた紹興六年の淮南官莊型營田は、まがりなりに三十萬斛の收穫をあげたが、樊賓・王弗のやり方があまりに性急であつたとみえて、忽ち反對の聲があがつた。^⑥それらは次の諸點に要約される。

I 營田を施行する官側で、勞働力召集困難・生産手段調達の不備・土地肥瘠の不均衡性などの諸條件を考えず、強制的に一縣十莊を割當て、收穫を要求し、それによつて地方官の成績の一部としたため、各州縣は各郷に頭わりし、或は保正に責任負擔をさせ、また豪戸に抑配することになり、所謂「附種」の弊を惹起する。

II 官莊を實際に設置した場合には、上述のように、最も良い土地を選んだであらう。だがそうした場所の元業主は、比較的早く歸業する可能性も多い。そうした歸業戸には、別に規定を設け、隣近の荒閑田土を與えて自己の所有とさせたが、事實はそう簡單にはゆかなかつた。^⑦

III 他方、荒閑田包占にのり出していた地主・豪民は、自己の周圍に、一般民田より優遇された佃戸の耕作する官莊のあることを好まず、或は自ら詭名請佃により官莊の佃戸に入りこみ、官莊營田の進展を妨げる。^⑧

こうした弊害は、當事者の樊賓・王弗も十分承知したところで、彼らはこの批判には時間をかけて解決すべきであると主張し、一方並行して、特に淮水流域の最前線で、防備の司令官達——劉光世・楊沂中ら——に官莊營田と同じ

型式で屯田を行わせ、軍兵中の一〇二割をさいて耕作に従事すべきことを具申している。この時期に營田政策の中心となつた江淮營田司は翌七年に廢され、樊賓・王弗は杭州に召喚されたが、營田は轉運司の直轄業務となり引續き運營されることになつた。

紹興八年ごろから宋金和平の兆がみえはじめ、一方荒廢した淮南にも常態復歸の動きがでて來たのも束の間、十年五月以降兀朮に率いられた金軍の侵入が開始され、特に十一年一月から三月にかけて淮南は大きな被害を受けた。

紹興十二年九月正式に秦檜の和議が成立し、兩國間に平和が齎らされると、再び營・屯田策その他による淮南の復興が企てられた。紹興二十年まで、淮南營田について、例えば陳規・樊賓のような具體的史料はみられぬが、紹興十六年の營田賞罰格の實施などからもうかがわれるように、各州縣では少しづつ營田の効果をあげていたと考えられる。

その際、上記五頃一莊の官莊方式が基本になつていたことは、のち隆興二年に紹興六年正月二十八日の指揮が行うべきものとして申明されていることから推測される。

(b) 土豪型營田

さて、紹興二十年知廬州となつた吳達は、新しい營田策を行つた。便宜上、土豪型營田と名付けておく。

二十年四月に出された彼の上奏は、江・浙・福建の土豪・大姓を淮南に赴かせて荒閑地を拓かせ、その收穫量によつて低い肩書を與え、更に田地開墾に功勞をたてれば、武舉・特奏名出身より上位につけて、轉運司の試験に應ずる資格を與えんとするものであつた。文字通りの土豪に官途を開き、彼らの持つ勞働力を利用せんとしたのがその目的である。その型態は今一つ明確ではないが、同年七月に出された規定によれば、收穫は年一回と見做し、次年の種子を控除し、第一・二年官一客九、以下毎年二・八、三七、四・六、五・五まであげてゆく。また別に一頃毎に菜田二十畝を給するが、その收穫は耕作戸のものになる。豪民は管官莊戸（のちに力田戸）として官莊を管理する、などが知られる。

淮南の營田は當初から、勞働力絶対數の不足、官側の施行上の缺陷等がからみ思うように進捗しなかつた。その反面、官田諸佃などに名を借りた豪民、特に在地土豪の包占は、後述のように相當進行した。こうした状態に對し

て政府が逆に土豪の力を利用することを考えるのも無理からぬことである。廬州の場合、對象となつた土豪は江・淮・福建となつてゐる。それらの地方の土豪が舊土を離れて淮南に新天地を求めたのだらうか。私はむしろ南方に流移した人民を自己の支配下に加えた土豪が、その一部を放出し、その代りに特權を貰つたのではないかと想像する。

この型の營田の特長は、生産手段・食糧などの貸與規定がみられぬこと、及び租の納入量が一定期間を限つて漸増するところにある。これは牛具・種糧は土豪が自ら調達したことを推測させる。そうすれば同じ營田でも、この型のものは官—土豪—客戶の二重の小作關係がより容易に出来たかと思われる。但し淮南營田に於てそうした關係の持つ意味は、例えば兩浙などの民田に於ける場合と別途に考えねばなるまい。

土豪型營田がどれだけ効果をあげ、また力田科がどのようになつたかは明確ではないが、これより先眞州で濫戸を招いて開墾に成功した^④というのはこの型ではなかつたかと思われ、また十數年のち、和州でこの營田の記録がみられるから、^⑤淮南の長江流域ではある程度行われていたとし

て良からう。

紹興二十年代に入つて目につくことは、營田官莊・請佃官田の勞働力として、退役軍兵を用いる傾向である。建炎・紹興はじめ増強した軍兵もこの頃には老兵化し、一方屯田が思うように効果をあげぬ實情では、餘剩軍兵を耕作者にふりかえる荒田開發は一石二鳥の策といえる。この動きは紹興十年代の後半から現れるが、紹興二十六・七年には盛んに記録にみられる。^⑥またこのころ、軍莊や營田として耕作されていた土地を、投下費用を補償させて元業主に返却することもみられる。^⑦これらは政府が、官田經營よりも、税役負擔戸育成を優先させていたことを物語る。

高宗治世の末、紹興三十一年秋から冬にかけて、海陵王完顔亮に率いられた金軍の侵入が開始され、淮南は再び戦亂の巷と化した。海陵王は十一月揚州で殺され、一旦金軍は北歸し、和議がもちがあつたが、隆興二年には楚・濠・滁などの各州に金軍が出沒している。乾道元年正月、宋金和約が成立し、以後開禧年間韓侂胄の北征まで、四十年間の平和が將來される。しかし金軍に再び三たび荒掠された淮南では、三十年前と同じ問題が蒸し返されねばならな

つた。

(C) 歸正人型營田

隆興から乾道年間にかけては、屯田が一時盛行するともに、歸正人を勞働力とする營田が特に目立つて來る。これを歸正人型營田としてとりあげてみよう。

歸正人とは朱熹が、

元是中原人、後陷落於蕃、而後歸中原。蓋自邪而歸於正也。

(朱子語類一一一)

と定義するように、淮水以北の金地から南方に歸屬した人を指す。その具體像は、

紹興三十一年十一月六日。鄂州駐劄御前諸軍都統制吳拱申。先結約鄧州豪戶孫僞、脫身、般家屬並客戶壯丁一千餘人、老小三千餘口、馬一十五疋、牛驢一千餘頭、前來歸朝。(會要兵一五ノ一〇)

のように、土豪乃至は舊宋の地方官などに率いられた集團で、或る場合は着のみのまま、或る場合には農具・家財を抱えて南下して來た。すでに南宋のはじめから、政府は歸正人に對して、

紹興五年七月十九日。詔。淮北歸附人民、所至州縣、實計口數、每人支錢一貫、於提刑司應干錢、爲支給。所給耕種閑田、開墾之初、與免稅役五年外、仰所屬州軍、申尙書省。如尙未就緒、

即更與寬展年限。(會要兵一五ノ五)

のように優恤策をとり、集團の指導者には官を與えてゐる。ところで、特に淮水流域では荒田が多く、軍屯も成功しなかつたところから、乾道初年にはさかんに歸正人營田が論議された。乾道五年、楚州を中心に行われた徐子寅による一例をひこう。

I 地域的には楚州・寶應縣の四村二百頃、山陽縣の一村三百餘頃を四百餘名にわけける。一人田一頃、五家一甲で甲頭を置く。但し莊の大きさは五頃一莊と限らなかつたようである。

II 生産手段としては勞働力二人を單位に、牛一頭、犁・杷一副、鋤・鍬・鋤・鎌・刀一件、六人毎に荒墾刀一副、一甲毎に踏水車一部、石轆軸二條、木勒澤一具を貸與し、別に一家につき草屋二間、牛二頭ごとに小屋一間を建て、種田人一人あて種糧錢十貫文省を借す。これらはすべて五年内に價錢を返却せねばならぬ。

III 歸正人營田は知縣の管轄下におかれ、戸籍に登録され、耕作に際しても知縣の監督を受けるが、田土は自己の所有となり、五年目からは課子を徵收し、十年を経れば二

税を徴収される。

この楚州における徐子寅の營田はそれなりの効果をあげ、數年後の淳熙二年には五十四莊・九百頃の歸正人官莊がおかれて、彼は褒賞されている。徐子寅が歸正人を勞働力として營田官莊經營をしたのは、貧窮歸正人が多く、他方彼らに一律一家百二十緡を與え、各自耕牛種糧を購入して淮南の開墾にあたらせていた從來の方式が圓滑にゆかなかつたためと記されている。

この營田では從來の歸正人對策にもみられた、その税役負擔戸化・土着化がはつきりとあらわれている。紹興六年の官莊營田の租額と比較しても、ここでは第五年目以後畝當り五升の課子を納入するにすぎず、この點後述の請佃官田の場合に近い。勿論歸正人型營田の管莊戸には從來の指導者＝土豪が充てられ、必然的に土豪＝營田戸の關係も生じたりうし、また十年後すべて税役戸になつたとしても、その内容は決して一樣ではなかつたろう。しかし、淮南における大土地所有進行の裏には、並行して、それと矛盾する自作農育成の方向と可能性もあつたことを併記しておきたい。

ここで營田の出賣について簡單にふれておこう。周藤氏も一節をさかれ、乾道年間には諸路の營田が出賣され、内地の營田は多く形勢の家に買われ、その大土地所有の發展を助長した、と結んでおられる。營田を含めた官田出賣は紹興はじめから、發賣・中止を何回か繰り返し、その間の事情は一樣ではなく、場所によつては單に出賣されたから大土地所有が直線的に發展したと速斷することを躊躇させる。少くとも淳熙末までに限れば、淮南の營田が出賣された可能性は乾道二・三年のごく短期間だけで、淮南に關する限りはその意義を高くみることは疑問である。

二 屯田をめぐつて

此の章では屯田＝軍屯について概観しておきたい。南宋一代、淮南の屯田は史料面では、同じような獻策と實施・結末の周期的繰り返しとして現われる。結論からいえば机上の論議として、屯田屯田と騒がれた割には、この地域では、短期間、特に施行初期を除けば、効果が薄かつたとして大過あるまい。戰亂の直後、耕作に必要な勞働力が急激には集めにくく、現地に多數の軍兵が駐屯し、しかも勞働

投下量が少くてすむ良田をたやすく官地として圍いこむことが出来た時期には、なる程屯田は行われ易かつたであらうが、元來が耕作者として不適當であつた宋代の軍兵を使うことをはじめとして、種々の缺陷が時の経過とともに暴露され、次のような意見に集約されてくる。

乾道八年七月十四日。知廬州趙善俊言。朝廷分兵屯田、誠爲至計。然屯駐諸軍、願耕者不得遣、所遣者不願耕。軍司並緣爲姦。當遣者僥倖苟免、得遣者驕惰不率。此不可一也。(中略) 若計支遣所收、只可充兩月請給之費。又未免取辦於縣官。此不可二也。朝廷以兵數不足、召募新名〔名一作民〕。今乃令屯田、蓄三二千習熟之兵、驕惰於田野之間。緩急將安用之。此不可三也。(中略)詔。廬州見差建康官兵屯田、並行廢罷。(會要食貨六三ノ一五一)

但し、屯田は何時も軍隊制度を基軸とし、生産手段も官自ら、營田よりも完全に準備する必要があつたため、その機構はつかみ易い。同じ淮南でも、場所・時代により、ある程度の差異はあるが、この地域の屯田の具體例として、乾道の和約以後四十年の間に、和州・廬州・無爲軍などで斷續的に行われたものをあげてみよう。

I その大きさは、營田のように五頃一莊と地割りして軍莊という型をとつていたものもあるが、人數を基にして

或る程度の土地をわりつけていつたものが普通であつたと推定される。乾道元年のものは、五十頃・一屯・一莊・二百五十人(一人二十畝)であつたし、八年の合肥のものは假に一人二十畝として一莊平均四〇五十頃となる。また淳熙年間のもは一頃を三人で耕作し、六人一甲・十甲一保、紹熙年間のもは一人二十畝、六人一甲とされている。これからみて、耕兵一人あたり、牛耕をたてまえて二〇三十畝が割當てられ、恐らく耕作地はかたまつていたろうと考えられる。

II 營田の場合と同じく、生産手段・口糧などは政府が調達するが、營田と異つて給與であつた。その量・種類は營田と大差はないが、一例をひこう。

淳熙十年八月十四日。(建康府駐劄御前諸軍都統制郭) 剛又條具屯田利害、奏陳。

一、合用耕牛、六人耕田二頃、給牛三頭。以一千頃爲率。計合用牛一千五百頭。

一、屯田官兵屋宇、欲加營寨、各隨一保、就近耕田處起蓋屋幾、團聚合千人、易爲拘轄。兼倉散牛屋之類、亦不可闕。今契勘共合用三千七百三十五間。其屋欲下淮西漕司、措置。一、合用農具、田一千頃、用犁一千五百具・耙一千五百具・水車一千部并碌碡・鋤・鑿之類。乞下淮西漕司、製造應副。

一、合用種子、内稻每一畝用一斗五升、大麥每一畝用一斗二升、小麥每一畝用一斗一升。(會要食貨六三ノ五三)

Ⅲ 屯田の收穫配分。まず耕兵は、原則として官兵としての給料を貰つていた。この點營田戸とは明確に區別されねばならない。そのうゑに營田と同様に、收穫中より、次年の種子を除いて、官・兵均分或は官四・兵六の分給が行われるが、これも開耕以後第三年目迄の比率は耕兵に有利に配分されたりもした。淮南屯田の主な栽培作物は營田と同じく、稻・大小麥・雜色豆斛に限られたようで、稻穀はそのまま官兵の口食に支給され、或は一部・大麥とともに馬料に充てられたほか、雜色豆斛は錢にかえて中央に送られた。^⑤

Ⅳ 屯田の管理は軍隊編成をそのまま移植して行われた。即ち大將・副將以下小管押・監莊使臣・白直というピラミッド體系が確立し、附帶的に醫人・獸醫なども加えられていた。就中監莊使臣・白直は營田の管莊人、手分・貼司等の胥吏と對比すべきもので、直接經營に參與した。監莊使臣の數は兵數の多寡によつてきまるが、五〇六十人の兵、土地の大きさにして十頃を一人が受持つのが普通で、

これがいいかえれば一保の單位となる。上述のようにこの保が十甲に分れるわけで、一甲は五〇六人であつた。

このようにして行われた淮西の屯田も、それが開始して四・五年もたつときまつて、

乾道六年一月二十五日。建康府駐劄御前諸軍都統制郭振言。

(中略) 契勘。屯田官兵共約三千餘人。其每年所收物斛、大段數少。若將不堪披帶官兵、止於所得子利内、支給養贍、委是不給。乞將屯田諸莊内、除巢縣柘皋莊、依已降指揮、召歸正人耕作外。其和州界屯田、並行廢罷。將見占官兵、拘收歸軍。詔。其田令和州召人租佃。如無人、即估價召人承買。(會要食貨六三ノ一四八)

のような結果におわり、營田化乃至出賣の方向を迎る。先にその理由の一端はあげたが、いま少しくわしくふれてみよう。

第一に耕兵の土地への密着度の稀薄さがあげられる。建康・鄂州といった特定地以外に多數の軍隊を長くおくことを好まなかつた宋朝は、また少數の屯戍兵もしばしば交代させた。^⑥ 勿論屯田兵の更代はこれと同日に論じられぬが、それが定着化する方向は薄いようにうけとれる。成程、開墾が軌道にのれば、家屬も移住させて、土着化を進めた痕跡もみえるが、大勢は耕作兵は土地に馴染まなかつたとい

えよう。

第二に屯田の生産力と給與の問題がある。薛季宣の浪語集がいうような一畝あたり三石という収量が假に屯田で得られたとしても、兵隊に給料を支拂えば完全に赤字で、實際問題としては歳入が二ヶ月の給料にも満たぬ有様であつた。これではたとえ一部でも食糧の補給を必要とした一時期以外、屯田を永續させねばならぬ理由はない。

第三に淮南の特殊事情がある。乾道・淳熙の頃、郭剛とともに屯田政策に従事した蔡戡の定齋集卷三、論屯田利害狀には淮南で屯田が行われにくいことを荊襄と比較して論じている。單に屯田だけでなく、後論とも關連するので、要點をあげておこう。

一、淮西州軍、去邊稍遠、耕者日衆。雖有荒閒之田、不免與民田接畛。軍民雜耕、豈能無擾。屯田散處、廬舍隔遠、亦難鈴束。

二、(淮西)富民大家及歸正人、經官請佃。廣作四至、包占在戸。歲月既久、遂爲永業。官司非不知之。若一切根括、則必大爲邊民之擾。若止收其所棄、而爲屯田、則所得無幾。

三、今大軍屯駐建康。淮西異路。近者猶有一江之隔。(中略)委之偏裨、未必盡力。況事當一一咨稟主帥、而後行。遙度于數百里之外、非身履目擊之、豈能合事宜。其于農事武藝、亦

不能盡察。戍兵往來、動是旬日。

四、自修好以來、兩淮未嘗宿重兵。諸州防城不過數千百人而已。

これから、淮西には荒閑田が多いといつても、主要な部分は、乾道・淳熙のころには、たとえ豪民の包占という型であつても、所有が決まつて來て、政府も現狀維持の方策を採つていたこと、また淮南は乾道和約以後、屯戍兵が少く、命令系統の不備と相俟つて、勞働力の面からも屯田は期待薄だつたことなどが知られる。これらの諸點や、

乾道二年正月二十三日。宰執進呈、淮東西諸州出戍屯田軍兵人數、淮東四千八百餘人、淮西一萬九百餘人。上曰。泰・滁州各五百人、和州二千人、並令發回元處。廬州一千人、可發回一半。餘依舊存留。(會要兵五ノ二二)

即ち、一人の耕作量を最大三十畝と見積つてさえ、その耕作面積は四千四百頃にすぎず、ほぼ同時期に淮東だけで荒田が五萬八千頃、少し遅れて三萬五千頃も残つていたの^③を考えてみても、淮南の屯田に大きな評價を與えることは出來ない。

三 淮南の土地所有一斑

南宋時代の淮南には、上記營田・屯田以外の官田やより多くの私田が存在したことはない。この章では營・屯田以外の淮南の土地所有型態についてふれてみる。

金軍の侵入、盜賊の跳梁の中で、舊來の生活體制をくずされた農民達は、江南に流移するものも多かつたが、地形的に恵まれた場所では、豪族を頭にいただき、山寨・水寨に立籠り、自衛集團を作りあげて郷土を死守した。山堂考索は山・水寨の概觀を次のようにまとめる。

淮東山澤之國。凡爾小洲・大渚・沙嶼・石嶼・石磧。水勢環繞。人所不到之地、皆水寨也。自謝楊縣楊石鏡・老鸛・新開諸湖而下、凡四十餘處、而相通之寨九。

淮西島林之地。凡崑嶺峭拔、上平下險、無路可登、無階可涉。人所難到之地、皆山寨也。自六安・信陽・舒城・南巢・廬江諸沿邊而下、凡有九十四處。而外有無水之寨六。(山堂考索・別集・卷二三)

その指導者である土豪は、平時には郷曲で強い發言力を有した地主階級にほかならぬ。寨の大きさは最大二萬戸、最低は防衛兵三〜四十人まで相當の懸隔があつた。こうした寨は南宋一代非常用として存續し、土豪を中心とした自警集團は後世にも繼承された。土豪に對して政府側は、た

とえば、

每一寨置寨官一員。令借補資秩、爲之主宰。每十寨置寨將一員。令繫省待差、爲之提督。(山堂考索・別集・卷二三)

といった軍系の官或は、

紹興五年八月壬子。詔。淮南山水寨都巡檢、各聽守令節制。本寨應干事件、並申取州縣指揮。不得一面施行。先是、都督行府、令諸州、置山水寨。擇土豪、充都巡檢。至是又條約之。(要錄九十二)

と、一時期には警備官に任命し、平靜に戻るとそれになるべく州縣行政の系列に編入しようとしている。

また寨全體に對しても、

紹興四年十一月庚戌。詔。承・楚・泰州水寨民兵、並與十年租稅科役。久仍撥米贍之。時承州水寨首領徐康・潘通等、遣兵、邀擊金兵、俘女真數十。既命以官、尋又賜米萬石。(要錄八十二)と優恤策が採られた。ここにもみられるように、土豪に

官が與えられたことは、在地土豪が公の特權を背後にして、例えば大土地兼併などに有利に立廻り得たであろうという推測を與えてくれる。なお、戰亂がしずまると、今度は山・水寨の自衛力を官側が民兵として再編成する動きも出てくる。これら集團は賊軍が退くと、周圍の田地を開墾

し、水利施設の復舊など、食糧確保のため、限られた範囲内の復興を自働的に行つたと考えてよからう。但し、ある場合には彼ら自身が盗賊として掠奪を行う方向も十分あつた。淮南の中・東部は水田地帯として堤防・堰閘などをめぐる問題、西部の田疇高原のところは陂塘による水の蓄積配分など、いずれも水利問題は極めて重要であつた。南宋のこの時期には、土豪に率いられた集團はそうした問題を自力で解決せねばならず、それには比較的容易に勞働力を結集出来る山・水寨の體制は便利でもあつたろう。一郷一村が山・水寨にたてこもつた場合には、割合簡單にもとの體制にかえり得たであろうが、他からの多數の流入者がかかえた寨ではどうなつたろうか。次の史料は政府がそうした状況を解決するてだてとして出した法令と解釋出来ないだろうか。

紹興二十九年十二月十六日。直敷文閣淮南東路轉運副使魏安行言。(中略)一、令州縣訪問籍記土豪姓名。乞量立資格。如能招致耕田人戸一百家者、有官人、差充部押官。無官人、補甲頭。招及一百家(「一百字或疑誤」)者、有官人、減二年磨勘。無官人依八(「八疑作入」)資法、補守缺進義副尉、每五十家遞遷一等。無官人、至五百家、補承信郎。(會要食貨六ノ一六)

即ち、山・水寨を離れた荒閑地(勿論以前の耕地)では人民を個々に招集することは事實上不可能であつたろう。従つて政府は土豪を軸としてとにかく開墾を進める施策をとらざるを得なかつた。勿論そこには結果として、強固な地主||佃戸の隸屬關係が成立し、豪民による土地包占があらわれてもやむを得なかつた。

數萬の戸を入れた寨は恐らくその中で、また小豪民にひきいられた集團にわかれ、平時になると官の誘いかけに應じて、集團的に農耕地にかえる。そうした姿がこの法令からうかがわれる。淮南の土地所有型態全體の中で、こうした土豪集團のしめる割合は明らかに出来ぬが、場所によつては後世まで受繼がれ、この地域に於いては、それなりの歴史的意義を擔つたと考えられる。

淮南の荒地開發としては管田・屯田政策とは別に官田請佃という型式があつた。^⑥南宋のはじめには逃田は二年を経過すれば、戸絶田と同様に没官され、官は耕作者を招募し、或る場合には競賣に付される方式がとられており、^⑦間もなく没官の期限は三年に延長された。^⑧この場合たとえば兩浙地方などでは、地主が逃亡乃至金國に拉致されて見佃

戸が請佃戸になつた例もみられ、それなりの問題を含むが、淮南ではともかくも農業生産を行わせようという基本ラインがあり、それに沿つて時には制限を設けず耕作者を招募してさえいる。官田の請佃規定の代表例を次にあげよう。

紹興五年三月辛丑。都督行府言。左朝散郎・知泰州邵彪具到營田利害。應請射荒田、每畝課子五升。田土瘠薄者、量與裁減。耕種五年仍不欠官司課子、許認爲己業。限外元主識認、或照驗明白、即許自踏逐荒田。依數指射、以爲己業。如是五年內歸業、即許佃人畫時交還、量出工力錢、還佃人。勘會、所陳委可施行。今關送尙書省指揮。從之。(要錄八十七)

官田請佃の際にも時として生産手段や口食・種子などが貸與されたから、廣義の營田といえぬことはない。だがここには何よりも一定年限の後には、その土地所有權を認めて税役負擔者たらしめる意圖が含まれていた。上記のように五年間毎畝五升の課子を完納すれば、請佃戸は税戸となつた。

ところがこの官田請佃は官戸・形勢戸などに大いに利用された。彼らはこの機會に乗じて、或は堂々と、或は實際の事務を扱う胥吏と結托し、詭名請佃などの方法を使い、土地兼併——所謂「包占」——を行つた。

乾道八年七月一五日。權知廬州兼提領屯田趙善俊言。淮甸之民、請佃田畝、多有包占。每占一二十頃至及百頃者、緣無苗稅、故能久占。其實無力耕墾。遂致流移歸正人請射不行。則是有力者無田可耕。有力〔力疑作田〕者無力開墾。(會要食貨六ノ二二)

という狀況が淮南のあちこちで問題にされるようになる。政府はこれに對して、

紹興二十六年四月戊戌。(前略)其後本部請。未種官田、限二年、盡行開墾耕種。如限滿有未種田畝、即依臣僚所請、許諸色割佃。(要錄一七二)

とか、或は、

乾道二年五月六日。臣僚言。兩淮膏腴之田、皆爲品官及形勢之家占佃。既不施種、遂成荒田。乞自今、如經五年不耕者、許民戶并諸軍屯田指射。官爲給據耕種。從之。(會要食貨六ノ一七)

と對策をたててはいるが、實効のほどは怪しい。

請佃による包占ではないが、紹興中期以前には、軍團の大將が、部下を派遣して良田を私有化し、恐らく彼らの部曲を使つて自己の軍事費を捻出せんとした形跡もみえる。乾道初年に張子顔・張宗元・楊存中らが自己の田地を投獻して營田官莊とした記事も、前二人は張俊の一黨であること

を考えると、單純には扱えない。軍國駐屯期に大將が武力で良田を兼併し、收穫を私兵の恩賞費などに充てていたものを、經營困難乃至なんらかの理由で投獻という美名で營田にしたというのが實情ではなかつたのだろうか。

特に南宋時代に大土地所有が進行したことは、周藤氏の指摘される通りである。だがその性格・内容には地域によつて非常な差があつた。これまで述べたように、戦亂で荒廢した淮南では、或は土豪が或は官吏が、合法・非合法に土地包占をすすめた。だが多くの史料が示すように、包占の内容は何分の一かが辛うじて耕作されていたにすぎない。何時金軍が侵入して來るかもしれぬ狀勢の下で、しかも絶對的勞働力不足を前にして、莫大な勞働量の投下を必要とする水田耕作・水利整備を豪民・官戸がどれ丈眞劍に行つたであらうか。大土地所有が進行したという言葉を、淮南の場合は、江南・兩浙と同一價值を與えて使つてはならないと考える。

むすびにかえて

以上營田・屯田を中心として、南宋淮南の土地制度の一

端を述べてみた。制度面の解明は各章節のうちで行つた通りであるが、はじめの問題設定とからみあわせて結びをしておこう。まず、

(一) 南宋代、淮南では度重なる金軍の侵入により、舊來の土地所有體制が大きくずれ、極めて多くの荒閑田土が出現した。政府は屯田・營田・請佃官田など種々の方策を採用し、開墾を計つたが、營田・屯田そのものの効果はさほどあがらなかつた。

(二) 淮南に對する南宋の土地政策の根幹には、稅役負擔に耐える自營農民の育成という面もあつた。

(三) この時代淮南でも大土地所有の進行がみられるが、それは軍國の大將が武力を背景にして所有したもの、實際耕作を伴ふぬ占有權のみの「包占」、山・水寨などの土豪を中心としたいわば古い型のもの、などその内容を十分吟味してかからねばならぬ性格を持つていた。

などの諸事項があげられようが、私はここで、特に官田の佃戸問題ならびに屯田・營田の位置づけなどについて、若干の紙幅を費し、むすびにかえておきたい。

周藤氏は、會要食貨六三、隆興二年三月十四日の王弗の

條奏を據りどころとされて、『營田官莊に於いて「客去るも追わず」とあるのは注意すべきで、これは莊客が去つても官吏が追及しなかつたことをいうもので、これは當時莊客が逃亡したときにはこれを追及することができたことを意味している。』（土地制度史頁三三八）と言われ、結論の部分でも繰り返してふれておられる（頁三七五）。周知のように、氏は「宋代の佃戸制」宋代の佃戸・佃僕・傭人制の中で、特に南宋に入つてからの佃戸の移轉の不自由さを強調される。この一文は營田莊客の移轉不自由を直接指摘されたものではないが——私の曲解でなければ——營田官莊でも、一般民田と同じく佃戸の移轉不自由があつたということを指向された發言のように感ぜられる。今こゝで直接宋代の佃戸の性格を論ずる能力は私にはないが、さしあつて營田の枠内で、この移轉問題を中心にすえて考えてみたい。

問題の性質上、煩瑣ではあるが、周藤氏のあげられる佃戸移轉不自由の代表例（同時に官田に於ける代表例）を掲げることにする。

開禧元年六月二十五日。夔州路運判范孫言。『本路施・黔等

州、界分荒遠、綿亘山谷、地曠人稀。其占田多者、須人耕墾。富豪之家、爭地客、誘說客戶、或帶領徒衆、舉室般徙。乞「將皇祐官莊客戶移之法、稍加校定。諸凡爲客戶者、許役其身。而毋得及其家屬婦女皆充役作。凡典賣田宅、聽其從條離業。不許就租以充客戶。雖非就租、亦無得以業人充役使。凡（或脫誤）借錢物者、止憑文約交還、不許抑勒以爲地客。凡爲客戶身故、而其妻願改嫁者、聽其自便。凡客戶之女、聽其自行聘嫁。」庶使深山窮谷之民、得安生理、不至爲彊有力者之所侵欺。實一道生靈之幸。」刑部看詳。『皇祐勅。』夔州路諸州官莊客戶逃移者、並勒歸舊處。」又勅「施・黔州諸縣主戶壯丁棄將子弟旁下客戶、逃移入外界、委縣司、畫時、（或脫計字）會所屬州縣追回、令着舊業、同助把托邊界。」皇祐舊法、欲禁其逃移。後來淳熙間、兩次指揮。『應客戶移徙、立與遣還。或違戾疆般之家、比附略人法。般誘客丁、只還本身、而拘其父母妻男者、比附和誘他人部曲法。如以請佃賣田、詐立戶者、比附詭名挾戶法。匿其財物者、比附欺詐財物法。』則是衝改皇祐之法、別爲比附之說、致有輕重不同。今看詳。皇祐舊條、輕重適當。是以行之、可以經久。焉可嚴以略人之法、比附而痛繩之。且略人之法、最爲重。蓋略人爲奴婢者、絞。爲部曲者、流三千里。爲妻妾及子孫者、徒三年。使其果犯略人之罪、則以略人正條、治之可也。何以比附爲哉。既曰比附、則非略人明矣。夫法意明白、務令遵守。加以比附、滋致紊煩。欲今後應理訴官莊客戶、並用皇祐舊法、定斷。所有淳熙續降比附斷罪指揮、乞不施行。仍行下本路、作一路專法、嚴切遵守。』從之。（會要食貨六九ノ六八）。

こまかな問題を別として、これから周藤氏がだされた結論は、『四川では仁宗の皇祐四年に客戸がその土地から移るのを禁止された。』〔宋代の佃戸制〕（土地制度史頁一一四～六）という点である。これは少くとも實證面で妥當性を缺く。まず、

(一) 皇祐の勅の對象は明白に、夔州路諸州官莊客戸逃移者であつて、官莊・夔州という二重の限定を持つ客戸に限られる。

(二) 淳熙・開禧の法文にも、矢張り夔州という限定が入り、しかも、一路の專法となす」と明記している。

二點があげられる。従つて、これから導かれる結論は「皇祐四年に、四川の最も後進地、否當時の中國の中でも最も遅れた地域である夔州路の、しかも官莊で、客戸の逃移を禁止し、逃亡の場合はつれ戻す法令が出た。その後南宋中期に至つて、主として勞働力の不足から佃客の爭奪が激化したため、既存の體制を維持する必要が生じ、從來この地の官莊にあつた客戸逃移禁止法を一般に適用し、夔州一路に限つて施行することにした。」ということになり、北宋中期から四川で佃戸の移轉が不自由であつたという命題はひ

き出せぬ。夔州の中でも黔・施といった地方は、蠻人と境を接し、山谷重疊たる地帯である。宋代にもこの一帯に寨柵が設けられて、ある時は交易場、またある時は防備の役割を果たした。ここにいわゆる官莊とはそうした寨柵の食糧供給源——陝西の弓箭手營田にも比定すべきもの——であつたかと考えられる。従つてこの客戸逃移防止規定も、何よりも邊防という立場から出されている點に注意を拂わねばならない。たとえそれが淳熙・開禧年間に夔州全體に普遍化されたとしても、それは地主＝佃戸關係の進行のうちからあらわれたものとしては扱えない。若し法制上、北宋末期から、一般に、佃戸移轉が不自由になつていたならば、何故淳熙・開禧になつて、百數十年以前のしかも官莊だけに出された特別の詔勅を援用する必要があつたのか。逆に考えれば、わざわざそのようなものを判例として持ち出さねばならぬくらい法令上の客戸移轉禁止規定は普遍的でなかつたとも言える。

法令の背後の意味は暫くおくとして、北宋皇祐四年に夔州官莊の客戸は逃移を禁じられた。少くとも形式上同じ官田である南宋の營田ではどうであつたか。官莊型にせよ歸

正人型にせよ、耕作戸（客戸・佃戸）には最初牛・種・農具・住屋が貸與される。紹興六年の例でみれば錢七十貫は二年間兩料に分割・無利息で返却させられ、乾道五年の例では牛・種の費用を五年間で返済するときめられている。即ちこの限りでは營田の耕作戸は明白に官と貸借關係を持つ。營田戸口はいう迄もなく戸籍臺帳に記載されて、政府と地主Ⅱ佃戸契約を結ぶこととなる。その際少くとも史料的に、營田客戸の移轉を禁止するという規定はあらわれない。ということは營田客戸は法制上土地から自由に移動出来ないことが斷るまでもないことだったのか、或はそのような規定が全くなかったかどちらかであろう。官莊型營田については斷定出來ぬが、歸正人型營田では國家Ⅱ地主Ⅰ佃戸の營田制よりも主戸育成が主軸になっていたことをみれば、なるほど周藤氏も言われるように、營田客戸は一般客戸に比して優恤されていたであろう。こうした恩恵に乘じて耕作を全うせず——その意味での契約違反——借りる物を借りて逃移する客戸があればどうなるか。周藤氏の「客去るも追わず」の裏の意味。だから客戸が逃げた時は追うことが出來た、というのは、上記貸借契約違反者を官

の方で追及しようとするに不手際をそしつたものとも解釋され得る。

ひるがえつて營田耕作戸・官田請佃戸は常に生産手段・家屋・食糧を持たぬ人民を念頭において招募されている。その場合大多數は在來の淮南の主戸の流移者であつたかもしれぬ。しかし若し北宋時代淮南にも地主Ⅱ佃戸制が相當廣範圍に存在したとすれば、その佃戸も多數含まれたであろう。法文上普通にみえる「招置客戸」「招勸客戸耕種」なる表現は一分の疑を残しつつも、營田の客戸として人民（主戸）を招募すると讀めば問題はないが、

乾道六年二月二十八日。（前略）自餘不拘西北流寓及兩淮居民、以至江浙等處客戸、並許不以多少、量力踏逐承佃。（會要食貨六三ノ一四九）

は明らかに招募請佃戸の中に客戸を含めている。ここでいう客戸はそのまま佃戸に安易に置換出來ぬが、法規上は客戸も十分請佃戸になり得たことは注意しておいてよからう。即ち佃戸も一部含むであろう客戸を政府が招募するということは、若し一定條件が揃えば、南宋時代客戸も自由に移動出來たことを物語るに外ならぬ。但し斷つておくが、私は宋代の地主Ⅱ佃戸關係を近代的な契約という概念

で扱っているのでは決してない。しかし、随田佃客^④といった表現にみられる、佃戸といえど土地に縛りつけられ、身動きもできぬものであつたという捉え方には多大の疑問を持つ。この問題はいずれ正面からとりくまねばならぬが、さしあたって營田をみる限り客戸の移轉が不自由であつたとは言えない。

周藤氏は、兵屯・民屯が軍莊・營田官莊として莊園制をとり、それらの中に於いて佃戸制が發展したことは、宋代の莊園制・佃戸制の官田への普遍化を示すものとして注意すべきである^⑤と結論される。氏の意圖が、民田の小作經營體制を官田が採用していることは、逆に民田ではそうした體制が普遍的であつたということだけならば一應納得される。しかし、官による兵屯の直接經營は成功せず、又兵屯に於いて力耕官兵に收穫を分給していることは、兵屯の佃戸制化を示すものである。まして兵屯を廢退して民屯に切り換えていることは佃戸制の普遍化といわねばならぬ^⑥という發言には承服しかねる。

(一) 兵屯は耕作者として不適當な、しかも歴代軍兵中最も劣悪と稱される宋の軍兵を勞働力とし、荒地開墾よりは

じまる、經營・收穫いずれの面でも非常に低い内容のものであつた。官が型式上直接經營しても、それは例えばヨーロッパ莊園制に於ける直營地經營という概念とは本質的に異なる。

(二) 屯田耕作者は給料生活者としての軍兵の一面を常に持つている。彼らは本質的に奴隸でも農奴でもない。型式的に收穫を當時の佃戸制によつて分給されても、それは彼らの本質にかかわりない。

(三) 屯田・營田はともに特殊な條件のもとで、いわば權力によつて作り出されたものである。軍屯から民屯へのきりかえは官の直營から佃戸耕作という發展の系列で考えられるべきものではない。

(四) 前述のように、結果はともかくとして、政府は官田の佃戸育成よりも、その民田化、税役負擔戸、獨立自營農民育成の方向を重視していた。營田はその前段階としての暫定措置的色彩が強い。營田戸の分解過程については今明確に出來ぬが、營田の中で佃戸制が大いに發展したという捉え方はうのみにできぬと思う。

本稿では、淮南地方の一時期の土地制度を、若干の問題提

示を含ませつつ論述してみた。宋代の土地制度問題全體はおろか、官田だけに限つてみても極めて一部分の論究にすぎぬが、兩浙・江南先進地域のそれについては、次の機會に稿を改めて考えてみたい。

註

① 時期を限つたのは、史料上の制限と筆者の力不足によるものである。この點豫めお断わりし、他日を期したい。

② 必ずしも淮南に限らぬが、建炎ははじめから紹興三年ごろまで、各地に群盜が蜂起し、州縣城を占據し、掠奪を行った。知廬州胡舜陟の言う、今淮南盜賊、大者數萬、小者數千（要錄二五・建炎三年七月甲申）のように彼らは集團であばれまわつた。

③ これは直接淮南のことではないが、紹興元年正月癸亥、監察御史韓璜言。（前略）自江西至湖南、無間郡縣與村落、極目灰燼、所至破殘。十室九空。詢其所以、皆緣金人未到、而潰敗散之兵先之。金人既去而襲逐之師繼至。官兵盜賊、劫掠一同。城市鄉村、搜索殆遍。（要錄四十二）のような状態は淮南でも普通であつたろう。

④ 一例として鄧州をあげてみよう。

建炎二年正月壬子。是日、金人焚鄧州。（中略）城破、悉爲金有。金又需百工・伎藝人及民間金幣、如根括京城之法。凡再旬乃盡。至是將退師、使人諭城中富民、令獻犀象金銀、以謝不死。城中人既出。（中略）尼楚赫傳令、竭誠北遷。士

大夫許調官、緇黃歸寺觀、商賈使居市、農家給田種作。城中傳聞、皆大慟。少頃、金兵四面縱火、盡驅城中人、入木寨中。後四日、擁之而去。中塗量給食、細民之死者殆盡。（要錄十二）

⑤ 文獻通考・卷四にあげる元豐年間の畢仲衍・中書備對の全國墾田數からみれば、兩淮の墾田數九十六萬八千餘頃は、それを二分して四十八萬四千頃としても全國二十四路中の第一位にくる。因に兩浙は三十六萬二千頃、江東は四十二萬一千頃、江西は四十五萬頃と記録されている。

また會要食貨六一、水利田の條には、熙寧三年から九年までの全國水利田數をあげるが、その總數約三十六萬頃のうち兩浙が十萬、兩淮が七萬五千頃を占めている。その他茶・鹽・布帛の產額などの點からみても決して生産力の低い地域とは言えなかつた。要錄。卷一九。紹興八年五月丁未。（前略）上曰。淮南利源甚博。平時一路上供內藏細（細或紬敷）絹九十餘萬、其他可知。劉大中共言。淮南桑麻之富、不減京東。而魚鹽之利、他處莫比。今荒殘可惜。をみよ。

⑥ その例は會要食貨六九、逃移に多くみえるが一つあげておこう。

建炎元年五月一日。（前略）應因金人所至州縣、劫掠逃避人戶、仰監司守令、多方招誘歸業。內閣（閣疑作闕）食不能自存之人、依災傷七分法、賑給。與免今年夏秋稅。雖業歸（或歸業）而無力耕種者、仰提舉常平司、審量等第、借貸錢糧、收買牛具之類。候將來收成日、分三年逐料帶納。

(會要食貨六九ノ四五)

⑦ これは直接營田とつながらないが、

紹興六年六月甲辰。新知鄂州王庶、知荊南府兼荊湖北路經略安撫使。荊南屢爲盜殘。庶與士卒、披荊棘、致財用。治城隍、繕府庫解舍。畢修陶瓦、爲民室廬。闢市區、如承平時。流庸四集、而喜曰、公可恃、我其安於此矣。庶曰、府庫未充也。乃下令、有欲吾田者、肆耕其中、吾不汝賦。有能持吾錢、出而得息者、視其息與去之日多少、授其職有差。武吏爭出應令。未幾、還輸其息。府庫大充、得以養兵、遂成軍、隱然爲雄藩。(中興兩朝聖政十九)などは地方官がその地の復興に大きな力があつたことを裏書きする。

⑧ 紹興元年十一月十四日。荊南府歸峽州荊門公安軍鎮撫使解潛言。辟差公安知縣承議郎孫倚、措置營田。倚任内、布種、率先辨集。於民不擾。比之一路、頃畝最多。既効忠勤、宜加褒賞。詔孫倚可特轉兩官。(會要食貨六三ノ八六)また、紹興四年八月五日。侍御史魏杞論淮東屯田利害。

(中略)胡松年對。屯田唯荊南解潛措置。餘皆虛文無實効。(玉海一七七)

⑨ 陳規の營田については、要錄四十九、紹興元年十月丁未、並びに會要食貨六三ノ八九、紹興三年二月七日條を參照。

⑩ 紹興四年九月乙卯。殿中侍御史張致遠曰。淮南營田、四五年間、不聞獲斗粟之用。是必有不可行者。況士卒驕惰、官吏苟簡、日復一日、歲復一歲。安得不解弦而更張乎。(要錄八十)

⑪ 加藤繁博士。都督張浚。(支那學雜草所收)參照。

⑫ 紹興三年二月七日。(前略)臣僚上言。凡授田五人爲一甲。(會要食貨六三ノ八九)

⑬ 紹興六年四月二十八日。(前略)今欲乞、下營田州軍、將畸零田土、如人戶情願承佃、依官莊法。若大段不成片段、令別項椿管。(中略)從之。(會要食貨六三ノ一〇四)

⑭ 紹興六年二月七日。〔日元作月〕措置營田樊質等言。若有元地主歸業、令州縣驗實。許歸業人、別行指射鄰近荒閑田土、依數撥還、充己業。佃戶五家、相保爲一莊。若未及五家、許先次相保。於本莊内、據佃戶撥田耕種。俟佃戶數足、依已降指揮。從之。(會要食貨六三ノ一〇二)

⑮ 紹興六年八月十日。(前略)官莊、除已置十莊外、每縣如能添置、每十莊、耕種就緒、令尉各與減二年磨勘。(會要食貨六三ノ一〇五)

⑯ 紹興三年二月七日。一、臣僚上言屯田合用耕牛。今看詳、近據盜賊屠殺、例皆闕少。江北諸鎮、殘破日久、絕無販賣牛畜。合隨宜措置。制令諸鎮、勸誘兵民、做倣古制用人耕之法、每二人拽一犁。初時雖稍費力、及其成熟、工用相等。(會要食貨六三ノ八九)

⑰ 紹興二年四月十日。(前略)昨承指揮、於權貨務、支降見錢五萬貫、充淮東人戶借貸、收買牛具。緣本路牛畜價高、欲分遣官、前去兩浙江(或脫東字)路收買。從之。(會要食貨六三ノ一九七)・紹興四年四月十五日の泉・福・漳州・興化軍の簽判らの耕牛買發に對する恩賞(會要食貨六三ノ一〇三)・紹興七年四月庚子。(前略)寄養之牛、來自

廣西。(要錄一一〇)などを参照。

- ⑮ 紹興八年三月十四日。中書門下省言。比年人戶漸次歸業、樂事田畝。全藉耕牛布種。訪問、人戶買販耕牛、州縣往往收稅邀阻。(會要食貨一七ノ三七)

- ⑯ 紹興六年七月二十八日。都督行府言。訪問、開耕荒閑田土、頗廢工力。欲望、將初年收成課子、且令官收四分、客戶收六分。次年以後、即中停均分。今後請佃官莊、並依此。從之。(會要食貨六三ノ一〇五)

- ⑰ 紹興七年十月二十五日。詔。諸路營田官莊、收到課子、除椿留次年種子外、今後、且以十分爲率、官收四分、客戶六分。(會要食貨六三ノ一一)

- ⑱ 淳熙十六年五月四日。(前略)本部照得已降指揮、營田官莊、州縣除椿出次年種子外、將初年收成課子、官收四分、客戶收六分。次年以後、即中半均分。(會要食貨六三ノ六一)なお淳熙十年五月十三日(會要食貨六三ノ一五四)など。

- ⑲ 紹興三年二月七日。(前略)陳規措置、見出榜召人投狀、經官指射、耕種閑田。內水田每畝秋納粳米一斗、陸田每畝夏納小麥五升、秋納豆五升。(會要食貨六三ノ八九)

- ⑳ 紹興二年二月丁丑。始淮南營田司、募民耕荒。頃收十五斛。及是、宣諭使傅崧卿言其太重。(要錄五十一)

- ㉑ 紹興六年十月甲辰。大(衍字)司農少卿樊質請。沿江閑田不成片段者。比民間例。止立租課。上等立租二斗、次減二升、又次一斗有半。召人承佃。免一年租。從之。(要錄一〇六)紹興二十九年九月一日。戶部言。諸路諸(諸或作州)軍營

田所收斛斗、內除撥馬料外、餘並糴錢、赴激賞庫送納。緣諸軍歲用馬料數多、理合就撥支用。(中略)所有小麥雜豆、并不通水路去處、依舊例糴買。從之。(會要食貨四〇ノ三二)

- ㉒ 紹興六年八月十日。(前略)每莊十、召募第三等以上土人一名、充監莊。(要錄一〇三は募土豪、充監莊と記す)先次借補守闕進義副尉、與免身丁、依軍中例、支破券錢。候收成日、比較所收斛斗多寡、如合推賞、申乞補正。(中略)從之。(會要食貨六三ノ一〇五)

- ㉓ 玉海一七七は紹興六年七月に懸けて壬申、詔提領江淮營田公事、置司建康。樊質爲主、王弗副之。是歲收七十四萬石。とするが、これは吟味を要する。

- ㉔ 紹興七年二月癸卯。(前略)去歲所用本錢二十三萬緡。(中興兩朝聖政卷十九の戸帖錢二十萬緡を本としたというのと大體一致する)歲中收雜色斛斗共三十一萬石。除客戶六分并知通令尉職田五萬外、官實收十一萬餘石。已租價所費也。(要錄一〇九)が實情であつた。

- ㉕ 要錄一〇九・紹興七年二月癸卯條。同一一〇・四月庚子の右司諫王縉の上奏など。

- ㉖ 日野開三郎氏。南宋官田の附種について。(史學雜誌六十ノ六)・周藤氏論文頁三二六以下参照。

- ㉗ 紹興八年十一月庚子(前略)今營田悉藉(疑籍)於官、還定之民、執空契、坐視故土、而不得復。(中略)此營田之未便者也。(要錄一二三)。

その他營田戸そのものが官權をかさに弊害を起すこともみられた。周藤氏論文頁三二三―五参照。

③②

紹興六年十二月壬子。司農少卿提領江淮營田樊賓等言。淮南自兵火之後、肥饒之地今多荒蕪。蓋因民戶稀少、艱於廣行招募。深恐所闢〔關或關〕田土、不至大段增廣。今諸大帥屯戍淮上（宋史本紀では紹興六年六月に劉光世が廬州・楊沂中が泗州に駐屯させられている）、而瀕淮之地、曠土千里。賊馬遠遁、邊境肅清。欲望特降睿旨、令諸大帥、撥撥保官空闲無主荒田、倣古屯田之制、斟酌多寡、於所部軍兵內、以十分爲率、摘取下等一分或二分、置立屯堡、使就田作。仍差暗曉農事將領主管使臣監轄。依已降指揮、官給牛具借貸之類。其所收斛斛、除椿出次年種子、官與力耕之人、中停均分。請給衣糧、並不裁減。（中略）如蒙俞允、乞以田五十頃、爲一屯、作十莊。差主管將領一員、監轄使臣五員、軍兵二百五十人。（要錄一〇七）

これは會要食貨六三ノ一三七、乾道元年二月の條をみると成文化して少しは實行されたらしい。

③③

紹興七年六月乙未。罷江淮營田司。以直徽猷閣淮東轉運判官蔣璨（中略）並兼提領本路營田。仍督責州縣當職官、接續措置。提領官樊賓王弗、俟結局、還行在。（中略）中書乃言。自置營田司數年、已有成效。但路分闊遠、難以周備。若不專委帥漕、就近措置、深慮、卒無增廣、卻致廢弛成法。故有是旨。（要錄一一二）

③④

南宋はじめからこの頃まで、特に宋・金交渉を中心とした推移は、外山軍治氏、岳飛と秦檜が要領良く説明する。

③⑤

紹興十六年三月己亥。工部奏、立淮東江東兩浙湖北諸縣歲較營田賞罰格。其法以紹興七年至十三年所收課利最多、酌

③⑥

中爲額、每路縣令、以十分爲率、取二分賞之。歲收增三分至一分以上、並減磨勘年。仍以最虧一縣爲罰。（要錄一五五）

③⑦

慶元條法事類卷四十九・農桑門。なお淮南から少し離れるが、鄆州で揀退軍兵を耕作戸とした營田官莊でも五頃一莊方式の採用がみられる。

紹興二十年四月二十七日。左朝奉大夫新知廬州吳達言。請置力田之科、以重勸農之政。募民就耕淮南、賞以官資、闢田以廣官莊。自今歲始。（中略）江浙福建、委監司守臣、勸誘土豪大姓、赴淮南、從便開墾田地、實爲永久之利。今立定賞格。土豪大姓諸色人、就耕淮南、開墾荒閑田地、歸官莊者、歲收斛、五百頃、免本戶差役一次、七百頃、補進義副尉、八百頃、補不理選限州助教、一千頃、補進武副尉、一千五百頃、補不理選限將仕郎、三千頃、補進義校尉、四千頃、補進武校尉力田出身。其被賞後、再開墾田及元數、許參選如法。理名次、在武舉特奏名出身之上。已上文武職、遇科場、並得赴轉運司應舉。從之。（會要食貨六ノ一四）

③⑧

紹興二十年七月二十三日。知廬州吳達言。土豪大姓諸色人、就耕淮南、開墾荒閑田地、歸官莊者、歲終穀麥兩熟、欲只理一熟。如稻田又種麥、仍只理稻。其麥佃戶得收。椿留次年種子外、作十分、以五分、歸佃戶、五分歸官。初開墾、以九分、給佃戶、一分歸官。三年後歲加一分、至五分止。（中略）仍將開耕官田、每頃別給菜田二十畝。所收課子、不在均分入官之限。（會要食貨六三ノ一一七）

(39)

更につけ加えれば恐らく北宋時代から江南の民が、季節労働者として、家族もろとも淮南に出掛け、收穫などに従事したことが知られる。こうした事實をもふまえて、政府は豪民を軸としたこの營田策をうち出したのであろう。

建炎以來朝野雜記、甲卷八（兩朝綱目備要卷三） 陳子長

築紹熙堰にいう。兩淮土沃而多曠。土人且耕且種。不得

耘耔而其收十倍。浙民每於秋熟、以小舟載其家、之淮上、

爲淮民穫。田主僅收十五、他皆爲浙人得之。以舟載所得而

歸。

(40)

紹興十八年十一月癸卯。（前略）先是、（眞）州殘於兵。民之瘡痍未復。（洪）興祖至。即上疏請復一年租。從之。

明年再疏、又從之。自是流民漸歸。遂誘溫戶、墾荒田、至

七萬餘畝。（要錄一五八）

(41)

乾道三年九月二十五日。（前略）昨本路帥臣吳遠、於紹興二十年、申請招誘江浙福建豪民、至本路、從便請佃荒田。

據所收、以十分之一輸官。三年之後、歲增一分、至五分而

止。中緣兵火蠲放。至今歲再行起索。乞將上頂租課、撥付

本司。充激犒民社支用。從之。（會要食貨六ノ一七）

(42)

紹興十七年五月辛未。中書請、令軍中揀退人、耕江淮京西官逃田、以自贍。從之。（要錄一五六）

(43)

紹興二十六年十月己酉。御史中丞湯鵬舉言。離軍添差之人、養贍不足、無以自存。望於江淮湖南荒田內、人給一頃。令所在州軍、支請給一年、以爲牛種之費。仍免十年租稅。二十年丁役。從之。（要錄一七五）

紹興二十七年七月十四日。中書省言。淮東等處、有揀汰

(44)

軍人、願請佃荒田開墾人數。各已揀撥、及支破請給畢。詔。令諸路遇有請佃人、依淮東事理、施行、優加存恤。（會要食貨六三ノ二〇五）

屯田・營田一例つあげよう。

紹興二十三年三月丁未。鎮江府駐劄御前諸軍都統劉寶乞。令民戶識認軍莊營田者、每畝賞（賞或作償）開耕工本錢五千五百。從之。尋詔諸路倣之。（要錄一六四）

紹興二十三年九月十二日。詔。諸路州軍營田、遇有人戶識認營田。與依劉寶軍莊例、償工本錢給還。先是戶部言。

建炎兵火之後、人戶拋棄已業逃移。並各荒廢。自置作營

田、經今年歲深遠。人戶爲見營田所耕田土、並各成熟、往

往用情計囑州縣、前來識認歸業。因生詐冒、漸壞成法、故

有是命。（會要食貨六三ノ一一八）

(45)

なお朝野類要卷三の「歸附等」には、歸正・歸順・歸明・歸朝・忠義人の定義をのせる。

(46)

原文は會要食貨六三ノ一四四、乾道五年五月十七日の條參照。

(47)

乾道六年十一月十日。（前略）徐子寅言。（中略）今竊見、所罷屯田莊數內、楚州寶應縣一莊、有田一百三十二頃、一莊有田五百頃。乞將二莊所管耕牛農具屋宇種糧等、盡數撥付官田所。勸諭歸正人耕種。（中略）所有課子、乞依官田所例、蠲免。候至十年、納賦稅。詔依。所支課子、與免五年。（會要食貨六三ノ一四七）

(48)

淳熙二年正月二十四日。工部郎中徐子寅言。近措置淮東官田。於楚・揚・泰州・盱眙・高郵軍、共五十四莊。招集流

移歸正種田人一千三百一十五名、老小五千四百二十七口、蓋造屋宇二千四百四十九間、給付耕〔脫牛字〕并農具。開墾田九百一十四頃九畝。詔徐子寅、特與轉一官、減二年磨勘。（會要食貨六一ノ三五）

樓船、攻姚集卷九十一、直祕閣廣東提刑徐公（子寅）行狀によれば、（前略）陸辭奏。兩淮議營田屯田久矣。地有餘而人不足。每以爲病。比年、歸正之人甚衆、分處州郡、仰給大農。徒有重費、猶患不給。臣嘗因勸勸歸正人公事。嘗以詰問之、皆以爲飢寒所迫、不得已而爲此。若得官備耕具、使治淮上荒田、以餬其口、何苦犯法哉。臣矜其言、竊嘗詢究淮上治田之具、蓋每招一家、必首給錢百二十緡。以其二買牛、一爲室廬耒耜之資。是知淮上不惟人稀、牛亦艱得。とある。

乾道二年十一月十七日。戸部言。諸路營田、已降指揮、令常平司出賣。（會要食貨六一ノ三〇）に續き、乾道三年六月一日。（前略）詔。除四川外、餘路營田、可令疾速出賣。（同上）とあるが、乾道四年八月三日には、詔。諸路常平司、見賣戸絶沒官田產及諸州未賣營田、並日下住賣。依舊拘收租課。（食貨六一ノ三一）となる。そのちも、乾道八年冬十一月。是月詔。官田、除兩淮京西路、不行出賣。應諸路沒官田產屋宇、并營田、並措置出賣。（中興兩朝聖政五十一）と兩淮は除外され、これも淳熙二年には是歲（中略）罷鬻官田。（中興兩朝聖政五十四）という結果におわる。

⑤1 乾道元年二月二十四日。（前略）一、檢準紹興六年十二月

十九日指揮。措置屯田。乞以五十頃、爲一屯、作一莊。差主管將領一員・監轄使臣五員・軍兵二百五十人。（會要食貨六三ノ一三七）

紹興六年の指揮は直接みあたらず、要録一〇七によれば、同年十一月壬子に出された樊賓の上奏と全く同じであるから、それをふまえて出されたものであることは疑いない。特に紹興の淮南營・屯田の推進者王弗が乾道の計置に加わっていることから、これは以前に一度手がけたものを再び行ったことは明白である。さすれば文中一莊の字は十莊と改めた方が適當。

⑤2 乾道八年七月十四日。（前略）且以廬州合肥一縣、言之。五軍七莊一千五百餘人。（會要食貨六三ノ一五一）これから計算すれば一莊平均二百十四人強、一人二十畝とすれば四十二頃強、三十畝として六十四頃強となる。

⑤3 淳熙十年九月二十三日。（前略）一、今相度。欲。每田一頃、令三人分耕。每人當三十三畝有奇。每六人爲一甲。於內差甲頭一名。十甲爲一保。計六十人、差使臣一員管押。（會要食貨六三ノ五三）

⑤4 紹熙元年十二月九日。知和州劉煒、措置到本州屯田事。一、見管屯田五百七頃、耕兵千百餘人。今乞依古法、每五人、授水田一頃・陸田二三畝。所有牛、合六人爲一甲。分田百二十畝、通用牛二頭。（會要食貨六三ノ六一）

⑤5 會要原文は脱誤があるが、計算して二を補う。周藤氏も二を補われる（頁三五四）。

⑤6 周藤氏は營業を加之と讀まれるが、或は加は如の驕ではな

いか。

⑤7 行論に關係は少いが、この部分、特に屋幾のあたりに誤謬があるように思われる。

⑤8 耕兵の數はここでは明示されておらぬが、牛の額から逆算すると三千人になる。それから計算すれば、家屋は一人一間、五人で牛屋・倉廩が一間ということになる。但し本當に一千頃屯田が實施されていたか否かは疑問。

⑤9 極く大雑把に官兵の給料をみると、中興兩朝聖政・卷九・紹興元年三月戊戌朔の條には、自駐蹕南京以來、軍士日給百錢、比數十日一犒設。とみえ、また直接屯田に關係したものとては、薛季宣の浪語集・卷一九・論營田に、一、營田之卒（この場合の營田は屯田を指す〔筆者注〕）。一人、墾地約二十畝。歲得穀六十碩。其奉錢月三貫・米七斛五升。歲計錢三十六貫・米九碩。而衣賜不與。管轄官校、大約什置一人。請俸或十倍于兵。とある。乾道年間の淮南の義兵の給與が日に錢百・米二升（會要兵一ノ二八）などから考えてもこうした線が標準とみて良い。

⑥0 紹興時代の屯田では、六年十二月壬子。（中略）其所收斛斛、除椿出次年種子、官與力耕之人、中停均分。請給衣糧、並不裁減。（要錄一〇七。これは上奏文であるが、この線で實行されたとして良い）とあり、また乾道六年二月二十八日には（前略）屯田元是軍人開墾。官給種子等。所收花利、主客中半分受。（會要食貨六三ノ一四九）とある。

⑥1 淳熙十年九月二十三日。（前略）今欲將第一年所收物斛、

除存留種子外、盡行給與力耕官兵。第二年、除種子外、以十分爲率、官收二分。第三年、除種子外、以十分爲率、官收三分。四年所收物斛、除種子外、十分爲率、官收四分。其餘給與力耕官兵。以後年分、並止以四六分收給。（會要食貨六三ノ五四）なお次註參照。

⑥2 南宋代屯田がはじまった時から屯田の收穫で月糧がまかなわれたかどうかは確證はない。紹熙五年二月二日。臣僚言。竊見。和州屯田耕兵月糧。自紹熙元年更革之後、不於大軍倉支請。却將諸莊每年所收稻、先次椿留一歲月糧並種子外。有餘方給。不用向來四六分之例。（會要食貨六三ノ六三）と、これに照應する。

⑥3 紹熙元年十二月九日。（前略）一、併〔併或作耕〕兵月糧、乞徑以稻折支。每石止收三斗二升。收割畢日、每一歲合支口食稻并稻子稻入官外。其餘盡令耕兵、就場分受。（會要食貨六三ノ六一）から考えると、屯田の收穫稻穀は收穫期にまとめて官倉に送られ、再び月糧として支給されるのが普通であったとみられる。

⑥4 周藤吉之氏。南宋に於ける麥作の獎勵と二毛作（宋代經濟史研究所收）の第三章第四節參照。また氏は小麥雜豆が換金されたことにつき、商人の存在を推定しておられる。私もこうした面の追及が必要と思うが、收穫物がどの段階で商人の手に渡ったのか、現錢が直接耕作兵の手にいったかどうかといったことを慎重に検討しなければなるまい。

⑥5 淳熙十五年二月二十三日。（前略）正將一員崔彥、部轄遊奕前右軍屯田兼充總轄本司官兵事務。副將一員劉秉文、部

轄中左後軍屯田。小管押二・監莊使臣二十七人・醫人二人・醫獸二人・將司二人・將官下白直二十人。(會要食貨六三ノ六十)が一番くわしく、大約兵五十人に管莊使臣・白直各一人の割合であるが、紹熙元年の和州の屯田は兵千五百人に使臣・白直等が九十二人(會要食貨六三ノ六二)で、管莊使臣一人に白直等人が二人と推測される。なお註⑤及び定齋集卷三論屯田事宜狀參照。

⑥5 一・二例をあげると、

乾道元年正月十二日。主管侍衛步軍司公事郭振言。得旨。殿前司出戍官兵、先次班師。馬步軍司節次起發。欲於本司諸軍人内、共存留一千人、在六合縣、看守營寨。一季一次更替、歸司休息。從之。(會要兵五ノ二一)。

乾道四年九月十五日。主管侍衛步軍司公事王珙言。本司有出戍六合三千人兵。至今半載有餘、欲於本司諸軍、差撥官兵二千。將帶隨身器甲。差將官二員、部押前去六合、屯駐交替。先差出人、歸司休息。今後乞半年一次交替。從之。(會要兵五ノ二三)

⑥6 淳熙十五年二月二十三日。(前略)一、所差耕兵等各家老小。候見修築圩埂畢日、本司即便經由所屬、分舉各人券歷、差撥人船、津發前去。(會要食貨六三ノ五九)

⑥7 これについて詳しくは周藤吉之氏、南宋稻作の地域性、(宋代經濟史研究所收)頁一二三參照。

⑥8 乾道元年二月二十四日。(前略)近取會到揚・楚州・高郵・盱眙軍・天長縣、見管係官荒田共五萬八千餘頃。(會要食貨六三ノ一三七)、また會要食貨六ノ二十、乾道七年十月

七日には、淮東各州の係官荒田・人戸請佃在戸未耕荒田を詳しくあげるが、眞・揚・通・泰・楚・滁州・盱眙・高郵軍で計三萬五千頃となる。

⑥9 淮南の流民が江南でどのような生活體系にくみこまれたかは、いずれ江南の土地問題・都市問題と關連して詳細に考えたいが、紹興四年九月乙卯。(前略)今江北流寓之人、失所者甚衆。而淮甸耕夫、往往多在南方。樵藪不給(要錄八十)などからみても、必ずしも少い量ではなかったろう。

⑦0 これら諸案の中には元來、兩浙地方にみられるように巡檢寨として政府によって作られたものもあったろうが、それは暫く考慮外におく。

⑦1 一例をあげれば、隆興元年十月二十七日。臣僚言。淮上諸郡民兵、結集於州縣城郭者、爲山寨。在外之鄉村者、爲水寨。所謂守領者、多平時富豪精壯、可以撼動一鄉者爲之。(會要方域一九ノ二六)

⑦2 建炎四年六月四日。臣僚言。切聞、江北諸郡之民、有誓不從賊者、往往自爲寨柵。群聚以守。在和州則有雙山鷄籠二山寨・麻胡阿育二水寨、在廬州則有浮槎方山等寨。在滁州則有獨山等寨。每寨多至二萬餘家。遇虜騎至、則出沒掩襲、殺獲頗多。(會要方域一九ノ二二)

⑦3 建炎四年五月戊申。(濠州土豪王)惟忠乃據韭山爲寨。壘石爲城、周圍四里、民之願依者、凡萬餘人。(要錄三十三)

例えば、隆興二年十二月十日。德音。赦楚・滁・濠・廬・

光州・吁哈（中略）高郵軍、應州縣土豪并山水寨首領、自備錢糧、糾集鄉兵、把截關隘。或曾戰鬪、或能保護鄉井、有功者、仰逐州軍守臣、開具保明、委帥臣監司、覆實、申尙書省、取旨推恩。（會要兵一ノ二二）この推恩は必ずしも官を與えたといえぬが、大體は名目的な下級官を貰うのが普通だったと考えられる。

74 乾道五年九月八日。措置兩淮官田徐子寅言。（中略）將本路諸州軍、已籍山水寨伍民兵、應三丁以上主戶、選取壯丁、赴州教閱一月。（會要兵一ノ二八）これによつて次の一文が淮南山水寨の民兵組織規定であつたことが知られる。

乾道四年十一月四日。詔。令兩淮守臣、以戶口多寡、於三丁、取其強壯者一名、籍爲義兵。於農隙教閱。自十月爲頭、五月終放散。每人日支破錢一百文・米二升。總首日支錢二百文・米三升。（會要兵一ノ二七）

75 廣義にはこれも營田としてよからうが、一應區別しておく。

76 紹興二年四月十八日。中書門下省言。諸路州縣人戶、因兵火逃亡者田業、二年外、許請射。在十年內者、雖已請射、並許地主理認歸業。個人已施工力者、償其費。（會要食貨六九ノ四九）

77 紹興三年二月七日。（前略）陳規措置人戶荒田及逃戶官田、被人指射耕種及軍兵耕種者、立限二年歸業。（中略）過限者、官司並不受理。昨紹興二年七月九日、已得旨、展作三年。（會要食貨六三ノ八九）これは以後實施されたこととみられる。

78 紹興三年夏四月丁未。（前略）平江陷敵之民、所棄之田萬六千餘畝。多有舊佃戶主之。（要錄六十四）

79 紹興七年四月庚子。右司諫王綰入對。（中略）如兩淮間田、不可數計。（中略）第使耕種日廣、便爲大利。張守日。但地無曠土、則國用足。上曰然。（要錄一一〇）

80 紹興二十六年三月二十八日。戶部言。京西淮南係官閑田、多係膏腴之地。蓋爲人戶初年開墾、費用浩大。又放免課子、年限不遠。是致少人請佃。今欲轉運司行下所部州縣。多出文榜招誘。不以有無拘礙之人、並許踏逐指射請佃。不限頃畝、給先投狀之人。（會要食貨六三ノ二〇三）但し普通には見任官・僧道・公人・吏人などは官田請佃の權利がなかつた。

81 これはむしろ歸正人型營田に近いともいえる例だが、紹興二十九年十二月十六日。（前略）淮東州縣、閑田甚多。今欲勸誘民戶、墾廣力田。先次條畫下項。一、乞將本路招誘到人戶、先支借口糧、次給農器牛具種子、蓋造住屋。算計所直。俟種田見利、立定分數、逐年次第還官。（會要食貨六ノ一六）なお會要食貨六三ノ二〇八・紹興二十六年三月二十八日の條參照。

82 課子。については山内正博氏「南宋の課子」（重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢）がくわしく説明する。請佃戸の稅戸への移行は法令上多少の差違がみられる。たとえば、

紹興二十六年三月二十八日。（前略）其租課（中略）承佃後、沿邊州縣、與免租課十年。近裏・次邊州縣、與放

免五年。仍依已降指揮、候承佃及三年、與充己業。許行典賣。(會要食貨六三ノ二〇三)。あるいは

乾道四年二月二十九日。知鄂州李椿言。本州荒田甚多。

往歲間有開墾者、緣官即起稅、遂致逃亡。乞募人請佃、與三

〔三擬作免〕三年六料稅賦。三年之外、以三之一輸官。所

佃之田、給爲己業。至六年、遞增一分。九年然後全輸。或元

業人有歸業者、別給荒田耕種。從之。(會要食貨六ノ一八)

一例をあげよう。乾道五年正月十九日。徐子寅言。兩淮膏

腴之田、多爲官戶及管軍官并州縣公吏、詭名請佃。更不開

墾、遂致荒閑。乞限一年、令見個人耕種。如限滿不耕、拘

收入官。別行給佃。從之。(會要食貨六ノ一八)

浪語集卷一六。奉使淮回上殿劄子一には安豐・壽春の

こととして、(前略)人戶請佃、類皆包括湖山爲界。有一

戸之產終日履行不徧、而其輸納不過斗斛。(中略)初案干

照視之、有名田一畝而占地五七頃者。自耕則無力、剽請則

必爭。(中略)江南轉徙人戶、來淮南者。東極溫台、南盡

福建、西達贛吉、往往有之。土人包占既多、無田可以耕

佃。以故失所者衆、來者甚艱。といっている。

この規定はそれより先に出了された、(淮南)日久地未盡闢

(中略)且如豪強土着之人、虛占良田、有及百頃者。其實

力不足以徧耕也。貧窮流寓之民、極負而至、而近郊之田盡

爲豪強虛占。という事態解決の請願に對するものである。

紹興五年正月癸酉。(前略)時淮西宣撫使劉光世乞。以所

置淮東田、於淮西對換。(中略)光世先在淮東置田之時、

其所遺幹當使臣等、惟擇利便膏腴者取之。(中略)今光世

以爲私田、卽不復招誘人民歸業也。(要錄八十四)

乾道元年八月三日。敷文閣待制張子顏言。朝廷見今措置兩

淮營田官莊。臣於眞州及盱眙軍境內、有水陸山田等地共一

萬五千二百七十七畝。謹以陳獻。詔。價直、令戶部紐計、

支降度牒給還。繼而張宗元、以眞州已產二萬一千八百一十

三畝。楊存中以楚州寶應縣田三萬九千六百四十畝、并牛具

船屋莊客等獻納。並從所請。(會要食貨六三ノ一三八)

周藤吉之氏。宋代莊園制の發達。(中國土地制度史研究所

收、頁二二〇—二二一)。宋代官僚制と大土地所有。(頁九五

—六)參照。

なお、逃移せずにあくまで土地にしがみつゝき、或は直ちに

復業した戸に對しては、相當長期間の蠲免が與えられた

が、逆に地方官が自己の成績をあげるために、復業戸に直

ちに稅役を賦課した例もみられる。

淳熙の指揮の要點はここに記されているが全文をひくと、

淳熙十一年六月二十七日。戶部言。夔州路轉運司奉(奉

或作奏)檢準皇祐四年勅。夔州路諸州官莊客戶逃移者、並

却勒歸舊處。他處不得居停。又勅。施・黔州諸縣主戶壯丁

・寨將子弟等旁下客戶、逃移入外界、委縣司、晝時差人、

計會所屬州縣、追回、令著舊業、同助祗應、把托邊界。本

司今措置。乞遵照本路及施・黔州見行專法。行下夔・施・

黔・忠・萬・歸・泔〔泔疑作峽〕・澧等州、詳此。如今後

人戶陳訴偷般地客、卽仰照應上項專法、施行。如今來措置

已前逃移客戶、移徙他鄉三年以下者、並令同骨肉、一併追

歸舊主。出榜逐州、限兩月歸業。般移之家、不得輒以欠負

妄行拘占、移及三年以上、各是安生、不願歸還、卽聽從便。如今後被般移之家、仍不拘三年限、官司並與追還。其或違戾強般佃客之人、從略人條法、比類斷罪。從之。（會要食貨六九ノ六六）

92

こで言われている官荘は、

乾道九年二月四日。先是、資州言。屬縣有營田。自隋唐以來、人戶請佃爲業。雖名營田、與民間二稅田產一同。

（會要食貨六一ノ三三）と同じく、前代から引續き置かれていたものではないか。こうした官荘の例は福建地方にもみられる。（會要食貨一ノ一九、天禧四年四月・八月以下、天聖三年十一月・四年六月などの各條）

93

佃戸・客戸の問題は、柳田節子氏。宋代の客戸について（史學雜誌六十八ノ四）、草野靖氏。宋代の戸口統計上の所謂客戸について（史淵七十九輯）など参照。なお營田の客戸について若干疑問な點がある。人民を招募した時にしはしば、諸般の差役・科配を免ずるという規定が設けられていることである。差役・科配の對象は常識的に主戸に限る筈である。それをわざわざ断るのは單に念をおした丈なのであろうか。

94

一定の條件とは、例えば北宋に出された、

天聖五年十一月。江・淮・兩浙・荊湖・福建・廣南州軍舊條、私下分田客、非時不得起移。（舊條でも非時という限定）如主人發遣、給與憑由、方許別住。多被主人折勒、不放起移。自今後、客戸起移、更不取主人憑由、須每田收田畢日、商量去住。各取隱便、卽不得非時衷私起移。如是主人非理欄占、許經縣論詳。（會要食貨一ノ二四）にみられるように收穫後の時期などを指す。

〔補記〕

校正の最中に、柳田節子氏。宋代土地所有制にみられる二つの型（東洋文化研究所紀要第二十九冊）が發表された。氏も宋代の土地所有、地主・佃戸關係の解明には地域差を考えねばならないという立場から、先進地としての兩浙、後進地としての荊湖及び四川の一部を例として、佃戸の性格差を論じておられる。宋代土地問題研究の現段階では、或る程度こまかな地域的實證的究明が必要であらう。